

## 滑川市イメージアップキャラクター着ぐるみ貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、滑川市イメージアップキャラクター「キラリン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (借用申請書)

第2条 着ぐるみの借用を希望する者は、あらかじめ着ぐるみ借用申請書（別紙）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用期間初日の7日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

(1)滑川市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合

(2)特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合

(3)法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合

(4)営利目的の活動に使用する場合。ただし、あらかじめ滑川市と協議し、許諾を得たものは除く。

(5)着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあると認められる場合

(6)その他市長が不適切であると判断した場合

### (使用料)

第3条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

### (貸出期間)

第4条 着ぐるみの貸出期間は、原則として5日以内とする。

### (借用上の遵守事項)

第5条 市長が貸出しを承認した者（以下「借用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(2)第三者に転貸しないこと。

(3)荒天時に屋外で使用しないこと。

- (4)着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (5)着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (6)使用前に、取扱説明書を熟読し、内容を理解して使用すること。
- (7)その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(借用承認の取消し)

第6条 市長は、借用承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、借用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により借用承認を受けたとき。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。
- 2 前項の規定により、承認取消しの通知を受けた者は、着ぐるみを直ちに返却しなければならない。
- 3 市長は、承認取消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(紛失、汚損等)

第7条 借用者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失又は汚損した場合、借用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な措置を行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、借用者が被った損害、又は借用者が第三者に対して与えた損害又は損失に対して、市長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月10日から施行する。